

提供会員さんも  
依頼会員さんも  
募集中です♡



### 気になる料金は…そして問い合わせ先は？

利用に関する料金表は以下のとおりです。また、預かり中の食事やおやつは依頼会員が原則用意することになっていますが、用意できない場合は、社協が取り決めた料金を提供会員に渡せば、用意していただける仕組みにもなっています。その他にも、事故が起きた場合の補償保険制度など、利用者にとって安全安心の仕組みを用意しています。詳しくは、安芸高田市社会福祉協議会へお問い合わせください。

(問い合わせ先及び登録場所)  
安芸高田市社会福祉協議会  
吉田支所 ☎ 47-1311  
八千代支所 ☎ 52-2941  
美土里支所 ☎ 59-2941  
高宮支所 ☎ 57-2941  
甲田支所 ☎ 45-2941  
向原支所 ☎ 46-2941

通常・日中の預かり	月～土	7:30～20:00	1時間 900円 (利用者負担金 300円) 1時間を超えると30分ごとに450円 (利用者負担金 150円)	料金の2/3を市が負担します ※上限あり 1日4時間まで
	年末年始日・祝日	7:30～20:00	1時間 1,050円 (利用者負担金 350円) 1時間を超えると30分ごとに525円 (利用者負担金 175円)	
病後児の預かり		7:30～20:00	1時間 1,500円 (利用者負担金 500円) 1時間を超えると30分ごとに750円 (利用者負担金 250円)	
宿泊を伴う預かり		20:00～翌7:30	1泊 12,000円 (利用者負担金 4,000円)	料金の2/3を市が負担します ※上限あり 1か月2日まで

### ～2015 ファミサポ夏の交流会～

ファミサポ会員は年に一度、会員による交流会を行います。こうした交流があると互いに信頼関係もうまれて、子どもを預ける時の心の負担も軽くなります。「ちょっと億劫だなあ…」なんて思わずに子どもたちの笑顔に触れてみませんか？



ファミサポ事業は『支援する人』がいてはじめて成立する事業  
取材を終えて

男性の子育て参加が進んでくるとはいえ、まだまだ子育ては多くの女性が担っています。インタビューにあるように、子育てをしているママは、自分の都合でわが子を人に預けることに抵抗を感じています。そして「私が頑張らないと！」と、仕事や家事や子育てに、多くの時間を割いているのです。本当に頑張っている人は、なかなか自分から「頑張っている」とは言えないもの。それに、頑張っていることに慣れすぎると、徐々に自分では気づかなくなってしまうのかも知れません。そんな時、「少し力を抜いて」と手をさし出してくれる存在が、子育てを「支援する人」と感じました。ですから、ファミサポ事業では、そっと手をさし出すように、子育てを支援してくれる提供会員さんの存在がとても大切なのです。この特集を読まれて「私にも何かできるかも?」と思われる方は、その気持ちをお知らせください。子育てを頑張っている方のために使っているだけではないでしょうか?

## 平成27年分

# 申告相談

税務課 ☎ 42-5614

住民税(市県民税)の申告相談が始まります。平成28年1月1日現在、安芸高田市にお住まいの方で次に該当される方は、最寄りの相談会場で平成27年中の収入などを申告してください。また、少しでも待ち時間を短くするため、申告が必要と思われる方へ「市民税・県民税・国民健康保険税申告書」と「申告の手引き」を送付いたします。郵送での申告もできますので、「申告の手引き」を参考にされ、なるべく自書による申告をしてください。

なお、昨年から相談会場を安芸高田市本庁及び各支所に統合しています。申告日程表をご確認いただき、できる限り割り当てられた日に申告をお願いします。

### ●申告の必要な人

- 農業、商工業、不動産などの収入のあった人
- 給与支払報告書が勤務先から安芸高田市へ未提出の人
- 給与以外の収入(農業、年金など)のあった人
- 年金以外の収入(農業、不動産など)のあった人
- 医療費控除など年末調整で控除されていない控除を受ける人
- 国民健康保険に加入されている人

### ●申告に必要な主な書類など

- 印鑑
- 給与の源泉徴収票
- 公的年金の源泉徴収票
- 農業収支内訳書および収入、支出の金額等がわかるもの(領収書・預金通帳など)
- 生命保険等の満期の場合は、保険会社が発行した証明書
- 公共事業で土地等を売却した場合、買取り等の証明書等
- 生命、地震保険料の支払証明書
- 社会保険料などの支払証明書または領収書

### ●書類の事前集計をお願いします

- 医療費控除のための領収書
- 障害者手帳(証明書)
- 所得税の還付を受ける場合には、申告される人の預金通帳など口座情報の分かるもの

- 医療費控除の申告をする方は、平成27年中に支払った医療費の金額の集計
  - 営業、農業、不動産所得がある方は、「収支内訳書」の作成
  - 総合課税の配当所得のある方で支払通知書が多い場合は、税引前の支払金額、所得税、住民税の集計
- ※混雑の状況により、事前作成された方の対応を優先する場合があります。

### ●次のような特殊な所得税申告書の作成は、税務署にご相談ください

- 青色申告書
- 住宅の新築等による住宅借入金等特別控除の適用1年目の申告書
- 平成26年分以前の申告書
- 譲渡所得などの分離課税の申告書(給与や年金、農業などの総合課税の所得と分離して税額を計算するもの)

### ●国民健康保険の加入者の方

収入が無いときでも必ず申告してください。申告がないと税の軽減措置が行われなくなり、不利益を受けることがあります。

### ●今回の申告は、マイナンバー(個人番号)の記載は不要です

平成27年分の所得に係る申告には、マイナンバー制度による個人番号の記載は不要です(平成28年分の所得に係る申告から個人番号の記載が必要となります)。

吉田税務署からの確定申告のお知らせは、暮らしの情報29ページをご覧ください。